

学校いじめ防止基本方針

平成27年3月

和木町立和木中学校

目 次

はじめに

第1部 いじめの防止等のための基本的な事項

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- 1 いじめとは…………… 1
 - (1) 定義
 - (2) 特徴及び構造
- 2 いじめの防止等に関する基本的考え方…………… 4
 - (1) いじめの防止
 - (2) いじめの早期発見・早期対応
 - (3) 家庭・地域との連携
 - (4) 関係機関等との連携

II いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

- 1 いじめの防止等のために町が実施する施策…………… 6
 - (1) 「和木町いじめ問題対策協議会」の設置
 - (2) 「いじめ問題調査委員会」の設置
 - (3) いじめの防止等に係る施策の推進
 - (4) いじめの防止等のための財政上の措置
- 2 いじめの防止等のために学校が実施する事項…………… 9
 - (1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定
 - (2) 「いじめ対策組織（いじめ対策委員会）」の設置
 - (3) 人権が尊重された学校づくり
 - (4) 豊かな心を育む教育の推進
 - (5) いじめの防止等に関する措置
- 3 重大事態への対応…………… 12
 - (1) 重大事態の判断及び報告
 - (2) 重大事態の調査
 - (3) 再調査及び措置等
 - (4) 留意事項

第2部本校におけるいじめの防止等のための具体的な事項

I 学校が行う具体的な取組

- 1 未然防止（いじめの予防）…………… 1 7
 - (1) 生徒指導・教育相談の充実・強化
 - (2) 学校の教育活動を通じた取組
 - (3) 「いじめ対策委員会」による評価・検証・改善
 - (4) 家庭・地域との連携
- 2 早期発見（把握しにくいいじめの発見）…………… 2 2
 - (1) 校内指導体制の確立
 - (2) 具体的な取組
 - (3) 家庭・地域との連携
- 3 早期対応（現に起こっているいじめへの対応）…………… 2 7
 - (1) 学校の体制づくり
 - (2) 対応する上での留意点
 - (3) 教育相談の在り方
 - (4) インターネットや携帯電話等を利用したいじめへの対応
 - (5) 保護者との連携
 - (6) 地域・関係機関との連携
- 4 重大事態への対応
（生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるいじめ等への対応）… 3 5
 - (1) 重大事態の判断
 - (2) 重大事態への対応
 - (3) 学校による調査
 - (4) 調査に当たっての留意事項

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめが背景とされる中学生自殺事案の報道以降、いじめの問題が社会問題化する中、国において、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念や関係者の責務等を定めた「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）が平成25年9月に施行され、これを受けて、同年10月、「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）が策定されたところである。

こうした中、本町においても、いじめは人権に関わる喫緊の課題であり、その早急な解決に向けて、より積極的に取り組む必要があることから、これまでのいじめの防止等の取組を踏まえながら、国の基本方針を参酌し、総合的かつ効果的ないじめ対策を推進するため、第1部「いじめの防止等のための基本的な事項」、第2部「学校におけるいじめの防止等のための具体的な事項」から構成される「和木町いじめ防止基本方針」を策定した。

学校におけるいじめの防止等に係る対策については、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という認識の下、一人ひとりを大切にする教育の推進により、すべての児童生徒をいじめに向かわせない『未然防止』の取組が重要である。

また、いじめの問題を扱うに当たっては、児童生徒の実態把握によりいじめの『早期発見』に努め、いじめを認知した際には問題を隠さず、すべての教職員が解決に向け一丸となって、迅速、的確かつ組織的な『早期対応』を行うことが重要である。さらに、いじめが背景にあると疑われる『重大事態』が発生した場合には、学校やその設置者をはじめとする関係者は真摯に事実に向き合い、本方針に基づいた措置を講ずるものとする。

いじめの防止・根絶に向けた取組を実効的に進めていくためには、県、市町、学校、家庭、地域、関係機関が一層連携を密にし、社会総がかりで取り組む必要がある。各学校においても、本方針を参考に各々の基本方針を策定し、いじめの防止等のための取組を町全域で推進していくこととする。

【和木町いじめ防止基本方針】

第 1 部いじめの防止等のための基本的な事項

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

いじめの問題については、「いじめは人間として、絶対に許されない」との認識を県民で共有し、子どもたちを「加害者にも、被害者にも、傍観者にもしない」ために、社会全体で子どもたちを見守る体制づくりが必要である。中でも学校は、本町の教育目標に掲げる「未来に輝くたくましい『和木っ子』」の育成を図るため、誰もが安心・安全を共有でき、共に成長し合える教育環境でなければならない。このため、町や学校等はその責務を自覚し、いじめの防止・根絶に取り組んでいく必要がある。

また、いじめの問題への取組は、児童生徒一人ひとりの人権を護り、豊かな学びや育ちを保障するだけでなく、町民一人ひとりの人権が尊重されるいじめ等のない心豊かな社会づくりに寄与するものであり、学校、家庭、地域、関係機関が一体となったいじめの根絶に向けた継続的な取組を、社会総がかりで加速させる必要がある。

■ 1 いじめとは

(1) 定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第 2 条）

※「学校」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）という。

※「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。

いじめの認知に当たっては、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ対策組織が中心となって、いじめに該当するか否かを判断することとし、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが重要である。外見的にはけんかのように見えることでも、いじめを受けた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ◇冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる →脅迫・侮辱
- ◇仲間はずれ、集団による無視をされる →刑法には抵触しないが重大な人権侵害
- ◇軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする →暴行
- ◇ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする →暴行・傷害
- ◇金品をたかられる →恐喝
- ◇金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする →窃盗・器物損壊
- ◇嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする →嫌・強制せり
- ◇パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる →名誉毀損・侮辱

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上、早期に警察に相談・通報し、連携した対応を取ることが必要である。

(2) 特徴及び構造

いじめは、「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との認識をもつことが重要である。

国立教育政策研究所の『いじめ追跡調査2010－2012』によると、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）については、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全くもたなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全くもたなかった児童生徒も1割程度であったとの結果から、いじめる児童生徒といじめられる児童生徒は、多くの

場合、入れ替わりながら被害も加害も経験していると報告されている。

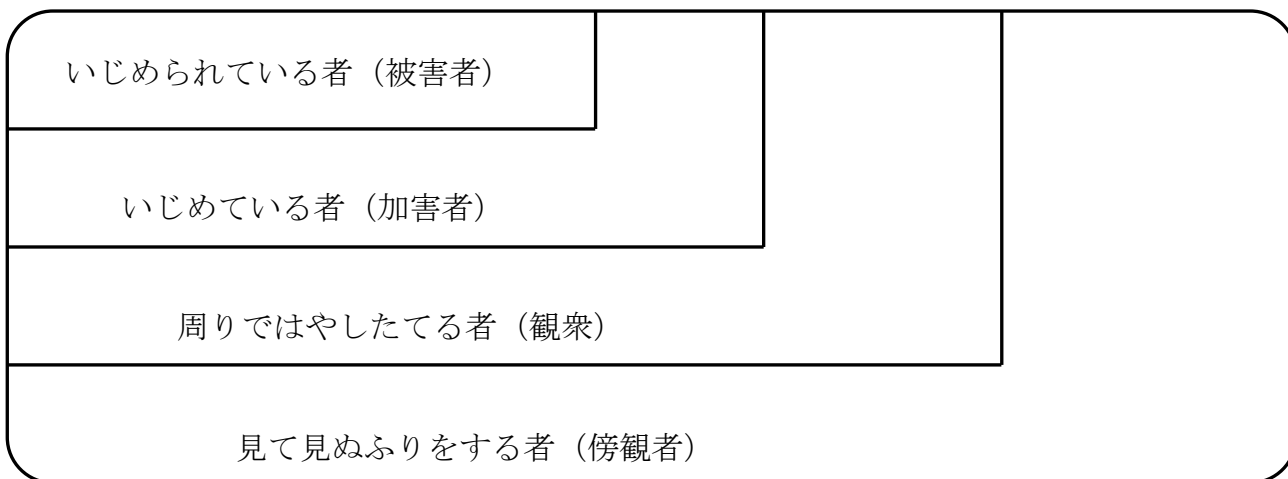
暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返す、多くの者から集中的に行うなどにより、生命又は身体に重大な危険を生じさせることがあるため、いじめに軽重をつけることなく丁寧に対応することが重要である。

いじめは、「四層構造」となっている。

いじめをめぐる集団の中では、いじめの中心となる児童生徒がいて、同時にその周りにはいじめに加わる同調集団がいて、いじめられている児童生徒が孤立していることが多く見受けられる。

いじめを受けている児童生徒から見れば、「周りではやしたてる者（観衆）」も「見て見ぬふりをする者（傍観者）」も「いじめている人」に見えるものである。こうした四層構造を念頭に置き、いじめる・いじめられるという二者関係への対応だけでなく、観衆や傍観者がいじめを止める、仲裁するなど、集団全体にいじめを許容しない雰囲気醸成するとともに、児童生徒がいじめを自らの問題としてとらえ、正しく行動できる力が育まれるようにすることが大切である。

いじめの四層構造



■ 2 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止

児童等は、いじめを行ってはいけない。(法第4条)

いじめは人権問題であるとの認識の下、「山口県人権推進指針」が示す、「じゅう」（自由）、「びょうどう」（平等）、「いのち」（生命）をキーワードとする人権に関する取組の意識を高め、一人ひとりを大切にする教育を展開することが重要である。

いじめを根絶するためには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との認識の下、未然防止の観点から、家庭や地域、関係機関等と連携・協働し、すべての児童生徒を対象とした人権教育や道徳教育、情報モラル教育等、健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進し、豊かな人間性、確かな学力等の生きる力を育むことが必要である。

また、これらに加え、いじめの問題への取組の重要性について、県民全体に認識を広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見・早期対応

いじめは、四層構造にも示されているように、構造的にいじめ行為が見えにくい一面があることから、児童生徒の些細な変容について、関わるすべての大人が状況等を共有し、「背景にいじめがあるのではないか」との危機意識をもち、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、可能な限り早期にいじめを認知することが必要である。

一旦いじめを認知した場合は、迅速かつ適切、丁寧な指導・支援を行い、児童生徒にとって、一刻も早く安心・安全な学校生活となるよう、必要に応じ、関係機関や専門家等と連携しながら、いじめが確実に解決されるまで、組織による粘り強い対応を行い、また、解決後もきめ細かく見守りを行うなどの継続支援も必要である。

このため、いじめへの的確な対応に資する教職員の実践的知識を深め、平素から協働実践が行えるよう、教職員研修の充実や組織的な対応のための体制整備が必要である。

(3) 家庭・地域との連携

児童生徒を見守り、健やかな成長を促すとともに、より多くの大人が子どもとしっかりと関わり、悩みや相談を受け止めるなどの体制を構築するため、PTAはもとより、子どもたちの育ちや学びを地域ぐるみで見守り、支援するための仕組みである地域協育ネット、町教育委員会（以下「町教委」という。）が委嘱するサポートチーム協議会委員と組織的に連携・協働する体制を構築することが重要である。

(4) 関係機関等との連携

いじめの問題の対応においては、関係の児童生徒・保護者間での解決を図るだけでなく、事案によっては、関係機関等との速やかで適切な連携が必要である。

平素から、学校、警察、児童相談所、町教委等の担当者が、定期的に連絡・協議する機会を設けるなど、情報共有体制を構築しておくことが重要である。

また、教育相談の実施に当たり、和木町スマイルルームの「ふれあいコールわき」や、和木町面接相談などの学校以外の相談窓口を、児童生徒・保護者へ適切に周知することも必要である。

Ⅱ いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

■ 1 いじめの防止等のために町が実施する施策

(1) 「和木町いじめ問題対策協議会」の設置

和木町は、いじめに対する基本的な考え方を共有し、関係機関の更なる連携強化を推進するため、法第14条の趣旨を踏まえ、臨床心理士、社会福祉士、学校関係者、町長部局関係課、町教委等からなる協議会「和木町いじめ問題対策協議会」を設置する。

(2) 「和木町いじめ問題調査委員会」の設置

町教委は、法第14条第3項の趣旨を踏まえ、「和木町いじめ問題対策協議会」との連携の下、本方針に基づくいじめの防止等のための対策が実効的に行われるよう、学識経験者、弁護士、医師、臨床心理士、社会福祉士、人権擁護委員等の第三者等で構成する「和木町いじめ問題調査委員会」を設置する。

当委員会は、法第28条に規定する重大事態に係わる調査を町教委が主体として行う場合の調査組織とする。

(3) いじめの防止等に係る施策の推進

町全域において、いじめの防止等に向けた対策が実効的に推進されるよう、各学校や町教委と更なる連携を図り、いじめの防止等に係る情報の共有や提供、取組に対する必要な指導助言又は支援等について町教委が主体となり施策を実施する。

○ 人材の確保及び生徒指導体制の充実

生徒指導は、すべての教職員が、すべての児童生徒を対象に、すべての教育活動を通して行うものであり、開発的・予防的な視点に立ち、児童生徒に寄り添いながら、きめ細かな支援ができる人材の確保に努める。

また、校長のリーダーシップの下、生徒指導主任等を中核として、迅速・的確かつ組織的な対応ができるよう、生徒指導・教育相談体制の充実・強化を図るとともに、幅広く外部専門家の協力を得られる体制の拡充を図る。

○ いじめに関する相談体制の整備及び相談窓口の周知

24時間体制での「いじめ110番」による電話相談や、やまぐち総合教育支援センターにおける教育相談等と連携を図るとともに、様々な相談窓口を所管する各団体等との連携による支援体制の強化及び相談窓口の広報・周知を図る。

○ 学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制の充実

法に規定された保護者の責務等を踏まえた保護者を対象とした啓発活動や、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや学校評議員、地域協育ネット等との連携促進に努め、学校と家庭、地域が組織的に協働する体制の充実を図る。

○ 教職員の資質能力向上に向けた研修等の充実

教職員がいじめの問題に適切に対応できるよう、やまぐち総合教育支援センターと連携して教職員研修の充実を図るとともに、県教委作成の問題行動等対応マニュアル等の教職員向け指導資料等の活用を促進する。

また、学校においても、スクールカウンセラー（以下「SC」という。）やスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）等の心理や福祉の専門家と連携し、学校における教職員のカウンセリング能力の向上や関係機関と連携した取組の事例検討等についての校内研修の充実が図られるよう支援する。

○ インターネットや携帯電話等を利用したいじめの防止等への支援

児童生徒が正しく安全にインターネット等を利用し、情報社会に主体的に対応していけるよう、情報モラル教育の更なる充実を推進する。

また、ネット上の不適切な書き込み等の発見・対応等については、県全域のネットパトロール等や、やまぐち総合教育支援センター配置のネットアドバイザー等から指導助言等を得ることのできる体制を拡充するとともに、関係機関と連携した取組を支援する。

○ いじめに関する調査研究等の実施

いじめの認知件数等の定期的な調査、学校訪問等による実地調査、いじめ防止・根絶強調月間における学校の取組や児童生徒の主体的な活動、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方等について、町内の状況を把握し、施策等に反映させる。

また、学校における「未然防止」「早期発見」「早期対応」に係る実効性のある取組事例等を広く周知し、町内全域での取組の活性化を図る。

○ 学校相互間の連携協力体制の充実・強化

いじめを受けた児童生徒といじめた児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒・保護者に対する支援及びいじめた児童生徒に対する指導、保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制の充実・強化を図る。

○ いじめ防止・根絶強調月間の取組

県教委では、毎年10月を「いじめ防止・根絶強調月間」と位置付けており、町教委においても各学校におけるいじめ防止・根絶に向けた取組を推進するため、チェックリストの活用による学校の取組状況の点検・評価、児童会・生徒会等による主体的な活動の充実を図る。

○ 道徳教育、体験活動等の推進

豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、すべての教育活動を通じた道徳教育の充実を図るとともに、体験学習法であるAFPY（Adventure Friendship・Program in Yamaguchi）や多様な体験活動を通して、コミュニケーション能力や人間関係調整力等を育む取組を推進する。

○ 学校評価の留意点

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むよう、必要な指導助言を行う。

○ 教職員評価の留意点

教職員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するよう、各学校における教職員評価への必要な指導助言を行う。

○ 学校運営改善の支援

教職員が子どもと向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、学校運営の改善を支援する。

保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会の導入等により、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

(4) いじめの防止等のための財政上の措置

いじめの防止等に係る施策推進のため、必要な財政上の措置、その他人的体制の整備等の必要な措置を講ずるよう努める。

■ 2 いじめの防止等のために学校が実施する事項

(1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定

各学校においては、いじめの防止等の取組が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、児童生徒・保護者や地域の意見等を踏まえ、法が定める「学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）」を策定することとし、通知等により児童生徒・家庭・地域に周知を図る。また、学校ウェブサイト等を活用し、公開する。

学校基本方針は、「未然防止」「早期発見」「早期対応」の各取組を実効的に行うため、学校の生徒指導体制や教育相談体制、校内研修について定めるとともに、年間計画に基づき、家庭や地域とも連携した具体的な対策を盛り込んだいじめ対策全体に関わる内容であることが必要である。

(2) 「いじめ対策組織（いじめ対策委員会）」の設置

各学校においては、国の基本方針が定める「いじめ対策組織」として、「いじめ対策委員会」を置くこととし、管理職、複数の教職員、SCやSSW、必要に応じて地域や学校等の関係者、外部専門家等により構成する。

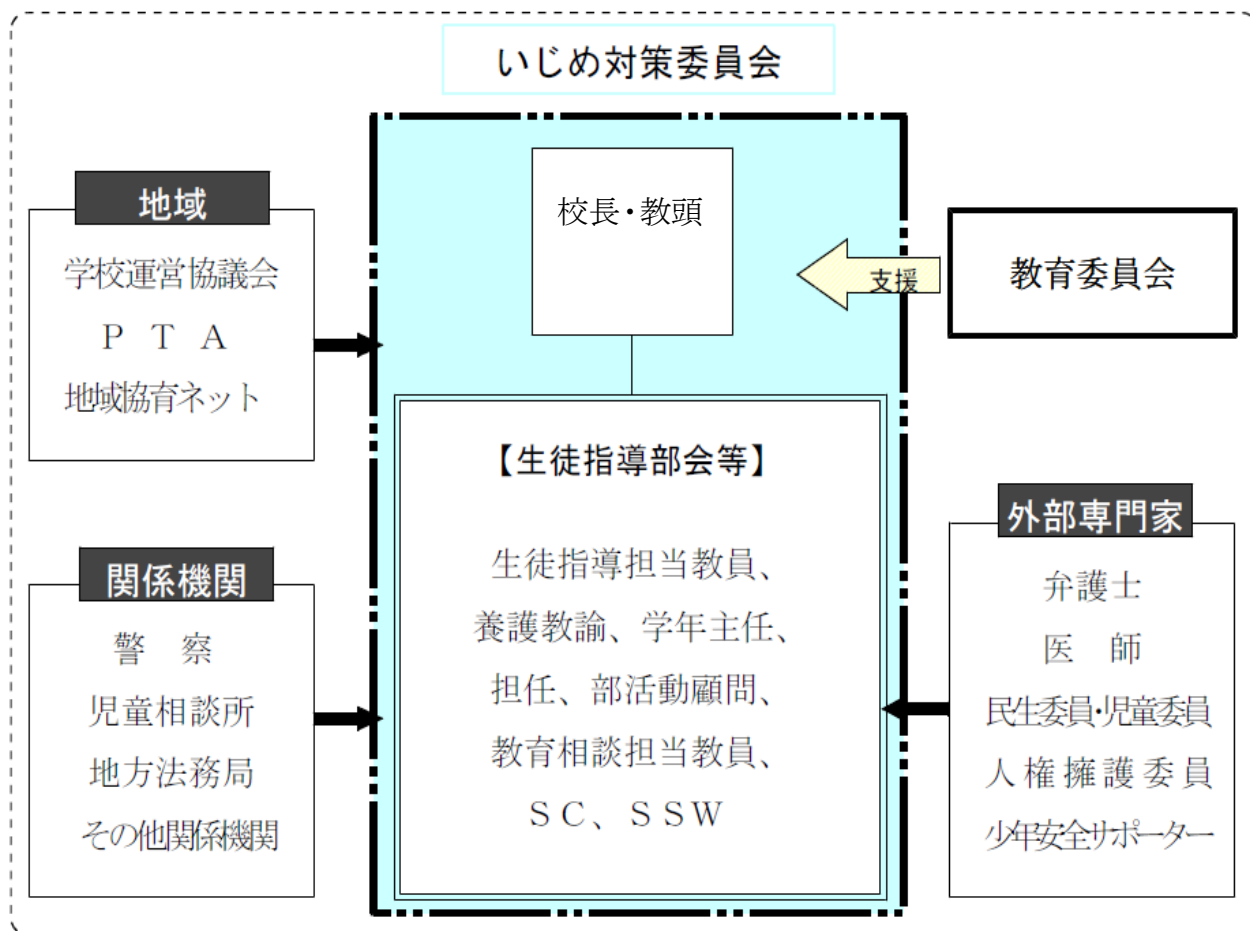
当該委員会は、学校の組織的ないじめ対策の中核として、「学校基本方針」に基づくいじめの防止等に係る「未然防止」「早期発見」「早期対応」の各取組をより実効的に行うとともに、学校評価等を活用して、PDCAサイクルによる検証等を行い、恒常的に改善を図る。

具体的には、次の役割を担う。

- ◇学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・改善・中核としての役割
- ◇いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ◇いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ◇いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

設置に当たっては、既存の「生徒指導部会」などを基盤とすることも可能であるが、適切に外部専門家の助言を得ながら機動的に運用できるよう、例えば、構成員全体の会議と、その下の実働的な部会に役割分担をしておくなど、学校の実情に応じて工夫する。

いじめ対策組織（いじめ対策委員会）



(3) 人権が尊重された学校づくり

いじめは、著しく人権を侵害する行為につながるおそれがあり、未然防止に努めることが大切である。「いじめは人間として、絶対に許されない」という意識を徹底するとともに、互いの人格を尊重した態度や言動ができるよう、組織的・計画的に人権教育に取り組む。

(4) 豊かな心を育む教育の推進

○ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の取組

児童生徒の一人ひとりの夢の実現に向けて、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の核となる豊かな人間性を育むには、学校の教育活動全体を通して、児童生徒が「心を開き、心を磨き、心を伝え合う」ことができる道徳教育の充実を図ることが必要である。

○ 規範意識の醸成に向けた取組

いじめの未然防止のため、児童生徒の規範意識を醸成する取組が重要である。そのため、「きまりを守ること」「節度ある生活をする事」「礼儀正しく人と接すること」について、児童生徒の心身の成長の過程に即した指導を行い、児童生徒が集団生活や社会生活において、それぞれの段階で守るべき規範に基づき、主体的に判断し、行動できるよう、重点的かつ具体的な取組を行う。

○ 他者への思いやりや社会性を育む取組

社会貢献の在り方、自他の権利の尊重、人としての暮らし方やふるまい方等を学ぶため、地域の清掃や福祉施設等でのボランティア活動、ふれあい体験等、学校や地域の実情に応じた社会奉仕体験活動の取組の充実を図る。

(5) いじめの防止等に関する措置

○ 早期発見

いじめは、気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いため、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、積極的に認知することが必要である。日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化やサインを見逃さないよう、短い間隔での生活アンケートや教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

○ 早期対応

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、いじめられている児童生徒を守り通すとともに、いじめている児童生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、SCやSSW等との連携はもとより、弁護士、民生委員・児童委員、人権擁護委員、少年安全サポーター等の外部専門家や、児童相談所、警察、福祉部局等の関係機関との連携を一層促進し、いじめの防止等に係る取組の充実・強化を図る。

■ 3 重大事態への対応

(1) 重大事態の判断及び報告

重大事態とは、以下の場合をいう。

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（法第 28 条）

※「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断することとし、次のようなケースが想定される。

- ▼児童生徒が自殺を企図した場合
- ▼身体に重大な傷害を負った場合
- ▼金品等に重大な被害を被った場合
- ▼精神性の疾患を発症した場合

※「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」とは、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合も、学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識する。

学校は、当該事案が重大事態であると判断したときには、速やかに町教委に事態発生について報告する。

また、児童生徒・保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、学校がその時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と判断したとしても、重大事態が発生したものとして調査・報告する。

(2) 重大事態の調査

① 調査の主体の決定

調査の主体は、学校が主体となって行う場合と、町教委又は県教委が主体となって行う場合があり、当該事案の指導経過や特性、いじめを受けた児童生徒・保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では当該重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと町教委が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、町教委において調査を実施する。

なお、学校が調査主体となる場合であっても、町教委は、当該学校に対して必要な指導、また人的措置も含めた適切な支援を行う。

② 調査の趣旨

調査は因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を明確にし、学校、町教委が真摯に事実に向き合うことで、当該重大事態への対応及び同種の事態の発生防止に資することを目的とする。

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

③ 調査の組織

学校が調査主体である場合は、「いじめ対策委員会」を中核として、弁護士、医師、民生委員・児童委員、人権擁護委員、少年安全サポーター等の参加を図ることにより、中立性・公平性を確保した上で調査を行う。

町教委が調査主体の場合は、「和木町いじめ問題調査委員会」により、中立性・公平性を確保した上で調査を行う。

④ 調査結果の報告及び提供

学校、町教委は、いじめを受けた児童生徒・保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について、個人情報に十分配慮した上で、適切に提供するものとする。その際、いたずらに個人情報保護を楯に説明等を怠ることがあってはならない。

その説明等を踏まえて、いじめを受けた児童生徒・保護者が希望する場合には、学校、町教委は、いじめを受けた児童生徒・保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えることとする。

自殺の背景調査について

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の状況調査については、文部科学省が作成した「児童生徒の自殺が起きたときの調査の方針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を踏まえ、遺族の心情に寄り添い、要望や意見を十分に聴き取りながら、知り得た情報等を丁寧に提供していくことが重要である。

いじめがその要因として疑われる場合等、遺族がより詳しい調査を望む場合は、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、学校、県教委又は学校法人は、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、中立的な立場の調査委員会は、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報のみ依拠することなく、公平・中立かつ総合的に分析し・評価を行うこととする。

また、情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったとの決めつけや断片的な情報による誤解を与えることのないよう留意する。

なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺の連鎖（後追い）の可能性などがあることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言（2000年）を参考にすることが必要である。

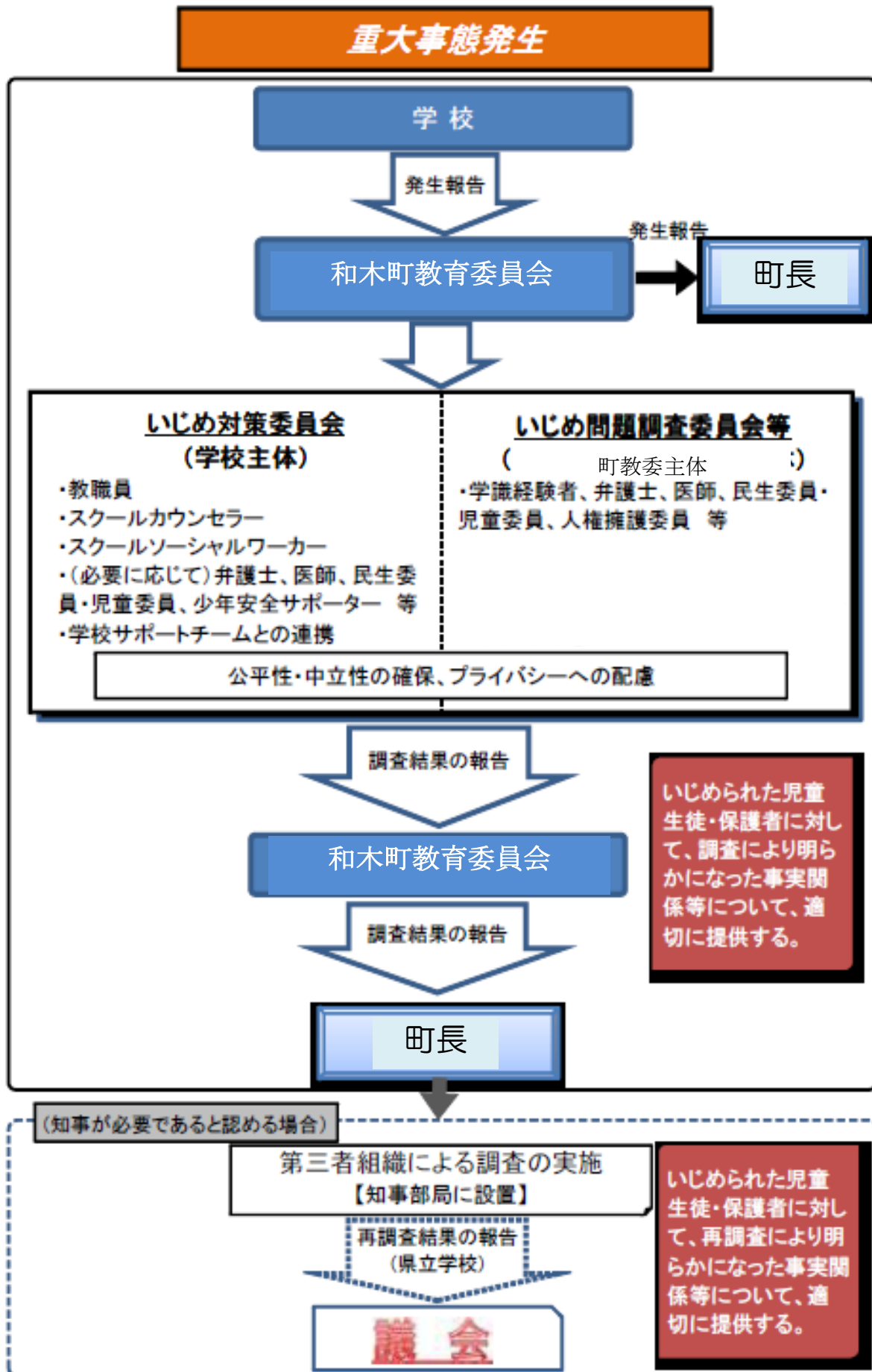
(3) 留意事項

「いじめ問題調査委員会」による調査を実施する際には、学校及び町教委は、積極的に資料を提供するとともに、質問紙調査や児童生徒への聞き取り調査等の実施の要請に対して協力し、たとえ調査結果に不都合な事実があったとしても、真摯に向き合うことが重要である。

また、質問紙調査を実施するに当たっては、いじめを受けた児童生徒・保護者に結果を提供する必要があることを踏まえ、調査対象の児童生徒・保護者にあらかじめ説明するなどの措置が必要である。

なお、重大事態が起こった場合は、いじめを受けた児童生徒はもとより、関係のあった児童生徒は深く傷つき、学校全体に不安や動揺が広がることが想定される。児童生徒や保護者等の心のケアを最優先としながら、安心・安全な学校生活を取り戻し、学校機能の回復に努めることが重要である。

○ 重大事態発生時の調査等のフローチャート



Ⅲ その他の重要事項

「和木町いじめ問題対策協議会」は、町内のいじめの状況等を踏まえ、「和木町いじめ防止基本方針」がより実効性のあるものになるよう、恒常的に評価・検証し、取組内容の改善を図ることとする。

また、国及び県の基本方針の見直しがあったとき、あるいは、「和木町いじめ問題対策協議会」が見直しの必要があると認めるときは、本方針を改訂していくこととする。

第 2 部本校におけるいじめの防止等のための具体的な対応

I 具体的な取組

本校では、いじめの防止等の取組をどのようにして行うかについての基本的な方向や取組の内容等を、学校基本方針として定め、校長・教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、SCやSSWから構成される「いじめ対策委員会」を設置し、必要に応じて地域や学校等の関係者、外部専門家等の参画を得る体制をつくっている。

いじめの防止等の取組については、学校基本方針に基づき、学校教育活動全体を通じた児童生徒一人ひとりを大切にする教育の推進が重要であり、教職員の資質能力の向上、児童生徒をきめ細かく見守る体制の整備、認知したいじめに対する迅速・的確かつ組織的な対応等の取組については、「いじめ対策委員会」が中核となり、これまで以上の意識改革に基づく計画的・継続的な取組を行う。

このため、すべての教職員はもとより、家庭・地域との連携を密にして、以下の4点を対応の視点として、いじめの問題への取組を推進する。

- 1 未然防止（いじめの予防）
- 2 早期発見（把握しにくいいじめの発見）
- 3 早期対応（現に起こっているいじめへの対応）
- 4 重大事態への対応
（生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるいじめ等への対応）

■ 1 未然防止（いじめの予防）

(1) 生徒指導・教育相談の充実・強化

いじめの問題を根本的に解決するためには、生徒が本来もっているよさや可能性を引き出すなど、開発的・予防的な生徒指導の推進が大切である。そのためには、生徒の状況等について日頃から教職員間で、情報共有等に努める。

○ 教職員の資質能力の向上

- ・ 積極的に校内研修会（事例研究、教育相談等）を実施する。
- ・ 教職員自身が人権意識を高め、体罰や言葉による暴力を絶対に行わない。

○ 生徒指導部会等の在り方

- ・ 問題行動等の報告・対応にとどまらず、いじめの問題に対する取組等の評価・検証・改善を図る場とする。
- ・ 各分掌・各学年と情報共有を図りながら、定期的（週1回）に開催する。

○ 教育相談の充実

- ・ すべての生徒の能力を最大限に発揮できるよう、開発的・予防的な援助の機能を重視する。
- ・ 校内の相談窓口を生徒に周知し、不安や悩みなどを受け止める体制の充実を図る。

○ 生徒の行動観察

- ・ 給食（昼食）時、休憩時間、清掃活動、部活動等、できるだけ生徒とのふれあいの機会を増やし、児童生徒の行動を観察すると同時に、信頼関係をつくる。

○ 生徒理解

- ・ 生活ノート（ライフ）、生活アンケート、相談カード、Q-Uテストなど客観テストを通して、生徒理解に努める。

○ 家庭・地域との連携

- ・ P T Aや地域協育ネット、学校支援ボランティアなど、家庭・地域と連携し、一層、開かれた学校づくりを推進する。

○ 校種間連携の一層の促進

- ・ 異校種間の情報共有や生徒への切れ目のない支援体制の構築等が重要であるので、校種間連携の一層の促進に努める。

○ 教職員が生徒と向き合うことのできる体制の整備

- ・ 学校の業務改善を促進し、教職員が生徒と向き合う時間の確保に努める。

(2) 学校の教育活動を通じた取組

いじめを防止するためには、学校の教育活動を通して、生徒が、互いの人権の大切さに気付く豊かな感性を育み、一人ひとりの存在を認め合い、互いに個性を尊重する中で、生徒一人ひとりが、安心して楽しく学ぶことができる環境づくりを進めることが必要である。

○ 各教科・総合的な学習の時間

- ・ 授業に対する教員の心構え

生徒にとって学校生活の大半は教科等の学習であることから、授業者から受ける影響は大きい。そのため教員は、真剣な姿勢で授業に臨み、人権尊重の視点に立った指導を行わなければならない。例えば、授業中に失敗した友だちを茶化す、またそのことを助長するような場面等があれば、決して見逃してはならない。生徒同士または教員との信頼関係を基盤として、学習環境の整備、学習規律の徹底等に努め、教育効果を高める授業づくりを行う。

- ・ 学び合いのある授業づくり（授業改善）

生徒が自ら、考え、判断し、表現する学習活動を通して学び合い、学習内容を深めていくことができるよう、教員は授業を組み立てる中で、常に生徒の考えや意見を意味付け、価値付け、さらに他の生徒へ投げ掛け、新たな意見を引き出すなどの授業展開に心掛ける。

○ 道徳

- ・ 道徳的実践力の育成

道徳の授業では、「公平・公正」「思いやり」「生命尊重」「畏敬の念」などの内容項目でいじめの問題を扱うことができるが、生徒の心を揺さぶる授業展開が望まれる。授業では資料の中にとどまることなく、生徒が自分自身の実生活や体験に目を向けることにより、「いじめを見抜く」「いじめを許さない」「いじめを傍観しない」などの心情や態度が育成されるよう支援する。

- ・ 道徳教育を中核とした心の教育の推進

学校の特色や課題に即した道徳教育を展開し、道徳教育担当教員を中心とした学校の組織的な取組を推進するとともに、県教委作成の指導資料「心を耕す」や「(改訂版)いのち・なかま・やくそくを大切に作る心を育む学習プログラムみんなちがってみんないい」などの活用により、生徒の社会性や規範意識等の豊かな心を育み、一人ひとりの健全な成長が促されるよう、取組の重点化を図る。

○ 特別活動等

- ・ 生徒の主体的な取組の充実

生徒が自ら企画したことに意欲的に取り組む過程で、他者との協力の大切さを感じ、成し遂げる喜びを体験していくことができ、自分とは違った他者の価値を認める集団の規範が生まれてくるものである。

このため、学級活動・ホームルーム活動をはじめ、学校行事、生徒会活動、及び部活動において、生徒が主体的に取り組めるよう、内容・方法等を工夫改善する。

- ・ 集団活動及び体験活動の推進

他者の思いを大切にすることの思いやりの心を醸成するためには、社会性を育み、人間関係や生活体験を豊かなものとする異年齢集団活動、自然体験活動、ボランティア活動等を、学校・地域の実態に即して、効果的・計画的に実施する。

- ・ 部活動での好ましい人間関係づくり

中学生にとって、自主性を重んじ、同好の生徒によって行われる部活動は、生徒同士が互いに協力し合って友情を深め、好ましい人間関係を育むなど、教育的な価値も大きい。このため、顧問教員等の指導の下、生徒の能力・適性、興味・関心等に応じて、自ら課題を見つけ、主体的に判断し、課題を解決するなどの自己指導能力を育成する。

- ・ 自殺予防教育の導入

近年、いじめが背景にあるとする自殺事案が社会問題化しており、生徒が自殺を想起する可能性があることも否めないところである。このため、生徒が自ら命の危機を乗り越える力、生徒同士が相互に危機を察知し、適切に対応する力等を身に付ける「自殺予防教育」について、今後、国・県及び和木町の動向を踏まえながら、導入を検討する。

(3) 「いじめ対策委員会」による評価・検証・改善

当該委員会は、いじめの防止等の取組について、学校基本方針の策定や見直し、いじめの未然防止の取組が計画どおり進んでいるかどうかの確認など、日常的に評価・検証・改善していくことが求められる。このため、当該委員会に生徒の様子等（観察による見取り、生活アンケート結果等）の情報が日常的に集約され、速やかにすべての教職員へ情報共有が図られる体制づくりが欠かせない。学校における様々な取組をいじめの未然防止の視点からとらえ直し、主体的かつ機動的な組織として位置付ける。

(4) 家庭・地域との連携

いじめの問題は、学校だけで解決しようとせず、家庭・地域と緊密に連携・協働して解決を図る姿勢が重要である。学校を家庭・地域に開かれたものにしていくため、PT

Aや地域の関係団体と共に協議する機会を設け、学校基本方針の共通理解を図りながら、情報交換や協力の要請を行う。

また、家庭・地域に対して、学校の相談窓口を周知するとともに、寄せられるいじめや、これに関連すると思われる情報に対し、学校は誠意ある対応を行う。

○ 家庭との連携

- ・ 大人の意識の向上

日頃から、学校基本方針に基づくいじめの問題に対する学校の姿勢や取組を、機会あるごとに家庭に示し、いじめに対する認識や、協働した取組への理解を求める。

大人自らが「いじめは許さない」という姿勢を示し、真剣に取り組む。

- ・ 日頃からの信頼関係づくり

本校は、保護者の訴えから認知されるケースも含め、認知したいじめを解決していくためには、保護者との緊密な連携を図り、心の痛みを共有しながら取組を進めていくことが必要であることから、その基盤となる日頃からの信頼関係づくりに努める。

○ 地域との連携

生徒の実態等を地域にも知らせ、いじめの問題に対する関心を高めるとともに、地域と連携していじめ対策に取り組む。

- ・ 地域の環境づくり

P T Aはもとより、学校運営協議会、地域協育ネット、和木町青少年問題協議会等の関係団体、少年安全サポーターや所轄警察署等と、いじめについて協議する機会を設けるなど、いじめの問題の解決に向けた地域ぐるみでの取組が重要である。また、登下校時、放課後や休日、長期休業中の校外生活について、地域の協力を積極的に求めていくとともに、地域との情報交換を密にし、日頃から地域の相談窓口や関係機関とも連携を図り、学校を中心とした地域の情報ネットワークを構築する。

- ・ 子どもの活動への支援

生徒が自治会などの既存の地域活動に積極的に参加できるよう、十分な配慮を行う。

○ 日常の取組の情報発信

開かれた学校づくりに一層努め、日常の学校生活の状況等を家庭・地域に積極的に提供する。

情報発信の方法や場の例

学校だより、学年・学級通信、PTAだより、学校ウェブサイト、学校評価結果等の公表、学級・学年懇談会、PTA総会における協議、学校支援ボランティア、民生委員・児童委員との交流等

■ 2 早期発見（把握しにくいいじめの発見）

(1) 校内指導体制の確立

いじめは、外から見えにくいことが多く、「いじめ対策委員会」が中核となって、すべての教職員が連携・協力して早期に発見することが必要である。

○ 複数の教職員による指導体制づくり

- ・ 担任だけでなく、副担任、教科担当教員、養護教諭、部活動顧問等との連携を密にする。
- ・ 学校栄養教諭、学校事務職員、SC等も含めたすべての教職員が関わる連携体制を確立して、いじめの早期発見のための留意点を踏まえ、日頃から児童生徒の状況をきめ細かく把握することに努める。
- ・ 学校評価における生徒・保護者アンケート、短い間隔で実施する生活アンケート等により、生徒・保護者等の実情をできるだけ正確に把握するとともに、「いじめは外から見えにくい」ことを踏まえ、より多くの情報が寄せられるよう、恒常的にいじめの問題への取組について見直しを図る。
- ・ 全校体制で、生徒の多面的・多角的な情報収集・実態把握に努め、記録等にまとめるとともに、すべての教職員で共有を図る。

○ 教育相談担当教員・養護教諭の役割

- ・ 教育相談担当教員、養護教諭を「いじめ対策委員会」に加えるなど、校務分掌上、適切に位置付け、SC・SSW等、専門家と緊密な連携を図る。

(2) 具体的な取組

生徒や保護者・地域等に、すべての教職員が「いじめは人間として、絶対に許されない行為である」「いじめられている生徒を必ず守り通す」といった、毅然とした姿勢を日頃から示しておく。

生徒との信頼関係に基づき、正義感、倫理観、思いやりの心等、学校の教育活動全体を通して心の教育を推進し、指導の徹底を図る。

○ いじめられている生徒のサインを見逃さないための取組

- ・ 「誰にも相談できない生徒がいるのではないか」との認識の下、日常の観察、短い間隔で実施する生活アンケートやQ-Uテストなど客観テストの実施により、総合的に内面の変化をとらえ、個別の教育相談を実施する。
- ・ いじめが潜在化、偽装化していることから、日常の対話や遊びなどを通して、生徒が発するサインを鋭くキャッチする。
- ・ 生徒に寄り添い、些細なことでも相談しやすい環境づくりに努めるとともに、日常的に機会をとらえて声かけを行う。

○ 信頼感に基づいた教育相談活動

- ・ 教育相談室等で、悩みを抱える生徒が、他の生徒のことを気にすることなく相談できるよう、落ち着いた雰囲気づくりに努める。
- ・ 必要に応じて、悩みの解消の方法等について、S Cの指導助言を受けるなど、生徒の状況に応じた支援を行う。
- ・ 生徒に信頼感や安心感を抱かせるために、生活アンケートを活用するなどの取組を行い、どのような悩みでも相談に応じるなど、寄り添った対応を行う。

○ ふれあいの時間を増やす工夫

- ・ 1日の時程表を見直すなどして、生徒とのふれあいの時間を確保する。
- ・ 休み時間等の見守りや昼食（給食）指導等、担任・副担任などの複数の教職員が連携して行う。

○ 研修の充実

S CやS S W、ネットアドバイザー等と連携しながら、いじめの問題に関する事例研究や学校の実態に即した研修体制を構築し、組織的・計画的な研修を行う。

○ 相談窓口の周知

- ・ 学校等に相談できずに、悩みを抱えている生徒・保護者がいつでも相談できるように、様々な相談機関があることを周知する。
- ・ いじめは、学校の内外を問わず起こる可能性があることから、和木町内にある商店、コンビニエンスストア等にも広く相談機関を周知することが望ましい。

(3) 家庭・地域との連携

学校評価結果の公表等の積極的な情報発信、学校運営協議会や地域協育ネット等の取組の中で、開かれた学校づくりを推進する。自由参観日など、定期的に学校公開日を設定する等、地域と連携・協力しながら生徒を共に育てるという意識を高める。また、保護者懇談会等においては、開催日時や開催場所を見直し、多くの保護者が参加しやすいように工夫する。

○ 家庭との連携

- ・ 学校評価等を活用し、保護者からの意見を課題把握に生かし、学校及び組織の活性化を図る。
- ・ 懇談会の内容等が、学校からの一方的な伝達、依頼とならないよう工夫する。
- ・ 定期的な学校だよりの発行、学校ウェブサイトの工夫改善及び定期的な更新、電子メール等を活用した情報発信に努め、学校に対して理解と信頼が深まる取組を行う。

○ 地域との連携

- ・ 地域にある商店やコンビニエンスストア、自動販売機の周辺、ゲームセンターなど、生徒がよく立ち寄る場所を和木地区生徒指導推進協議会等と連携して、組織的な巡回指導等を行う。
- ・ 種々の地域活動において、学校が中心となり、いじめの問題に関わる広報・啓発活動を行う。
- ・ 地域行事や各種の催事等に、生徒の積極的な参加を促す。

■ 3 早期対応（現に起こっているいじめへの対応）

(1) 学校の体制づくり

現に起こっているいじめに対応するには、いじめの全容解明が必須である。そのため、校長のリーダーシップの下、「いじめ対策委員会」を中核として、迅速・的確かつ組織的に、早期解決に資する取組をより実効的に行う。

また、必要に応じて、やまぐち総合教育支援センターによる学校サポートチームや、弁護士、医師、民生委員・児童委員、人権擁護委員、少年安全サポーター等、外部専門家との連携を図る。

○ いじめを認知した場合（疑われる場合も含む）の役割分担と対応例

いじめは、担任や教科担当、部活動顧問等、担当教職員が一人で事案を抱え込むことなく、学校として情報の共有を基に、「いじめ対策委員会」を中核として、全校体制でいじめの解決に向けた取組を行う。

・ 事実関係の確認

いじめの疑いが生じた（あるいは申し出等があった）場合、日常の観察や聴き取りなどにより、状況等の詳細を把握する。その際、いじめの四層構造を踏まえ、内容、時期、関係した児童生徒などについて明確にし、5W1Hに留意して、記録する。

※ 5W1H… when：いつ、where：どこで、who：誰が、what：何を、why：なぜ、how：どのように

・ 「いじめ対策委員会」の開催

把握した事実を基に、今後の対応等について、「いじめ対策委員会」を開催し、協議する。

・ いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒が相談しやすい教職員が担当する。

・ いじめている生徒への対応

複数の教職員（生徒指導主任等を中心に役割分担を決める）が担当する。

・ 周りの生徒（観衆・傍観者）への対応

複数の教職員（該当学年教員等を中心とする）が担当する。

・ いじめられている生徒の保護者への対応

担任が主に担当するが、必要に応じて、生徒指導主任、管理職等複数の教職員が誠意をもって対応する。

・ いじめている生徒の保護者への対応

面談の目的・役割・分担・対応の実際等を事前に協議した上で、担任、生徒指導

主任、管理職等の複数の教職員が対応する。

- ・ P T A等への働きかけ
管理職が担当する。
- ・ 教育委員会、関係諸機関との連携
管理職、生徒指導主任等が担当する。連携に当たっては、担当者同士が日常的に連絡を取り合う中で、いじめを認知した場合に想定される支援を要請しておく。

(2) 対応する上での留意点

○ いじめられている生徒・保護者への対応

- ・ いじめられている生徒のこれまでの心の痛みや不安感等を共感的に理解するとともに、「絶対に守り通す」「必ず解決する」との姿勢を示す。
- ・ いじめられている生徒に対して事実確認を行う際には、その出来事を思い出すこと自体が精神的負担をかけることに十分配慮する。
- ・ 本人の要望等を聴き取りながら、学校生活のいろいろな場面で、支え、励まし、本人のよさを認めることによって、自信を回復させ、精神を安定させていくことに努める。
- ・ 「いじめに負けるな」「立ち向かっていけ」などの叱咤激励は、逆に本人の自信を失わせる可能性があるため、避けなければならない。
- ・ いじめの事実を認知後、直ちに状況を整理し、できる限り早期に保護者に正確に伝えることが肝要である。また、家庭訪問の了解を取った上で、担任と管理職等複数の教職員で訪問し、保護者の心情に寄り添いながら、学校管理下で起こったことに対する謝罪、状況や今後の対応方針等の説明、解決に向けての協力依頼等、誠意をもって対応する。

○ いじめている生徒・保護者への対応

- ・ いじめの解決に当たっては、当事者だけでなく、周りの生徒（観衆・傍観者）からも詳しく事情を聴き取り、事実関係を正確に把握する。
- ・ 叱責や注意ばかりでなく、なぜそのような行為に及んだのかという背景について、本人の話を十分に聞き、心情をくみ取る。
- ・ 自分の言動で相手にどれほどの深刻な苦痛を与えたか認識させ、内省を促す。「説得より納得」が重要である。
- ・ 相手の気持ちを理解することにより、再びいじめを行わない気持ちを強くもたせることを中心に指導する。
- ・ 保護者への対応については、担任、生徒指導主任、管理職等複数の教職員が面談することとし、当該生徒への指導・支援の在り方を共に考え、今後の学校生活にお

ける人間関係の再構築に向けて、謝罪の場を設定するなどの働きかけを行う。

○ 周りの生徒（観衆・傍観者）・保護者への対応

- ・ 「周りではやしたてる」「見て見ぬふりをする」ことは、「いじめをすることと同じである」などと教職員が毅然とした態度で指導し、いじめは許されないという校内の雰囲気づくりに努める。
- ・ 周りではやしたてる生徒（観衆）や見て見ぬふりをする生徒（傍観者）に対しては、いじめられている生徒が、いじめによってどんなに辛く、悲しい思いをしているかを共感できるよう指導する。
- ・ いじめを見た場合には、制止するか、それができなくても教職員に相談するように指導する。いじめを報告してきた生徒に対しては、その勇気と態度を称賛し、当該生徒を守るために、秘密を厳守し、特定されないよう配慮する。

○ 臨時保護者会の開催

必要に応じて、臨時の保護者会を開催するなど、当該いじめ行為の概要や対応方針等の説明、根絶に向けた協力依頼等を行う。

○ いじめのアフターケア

「いじめがないように注意した」「お互いを仲直りさせた」「保護者に来校を求めて指導した」などの指導等により、一旦「いじめがなくなった」ように見えても、更に偽装化、陰湿化され、いじめが継続している場合もあるため、「いじめをやめること」と「いじめがなくなること」は違うとの認識が重要である。関係した生徒の事後の様子を継続的に注視し、寄り添った対応を行う。

(3) 教育相談の在り方

いじめられている生徒の心のケア、いじめている生徒の内省を促す支援等については、教職員による児童生徒の心情に寄り添った教育相談を行うことはもとより、臨床心理に関して専門的な知識・技能を有するＳＣと連携し、個別支援を行う。

また、保護者の虐待や養育の不十分さ、経済的問題等に起因して、生徒がいじめ行為に至ることもあるため、福祉の専門家であるＳＳＷによる家庭支援を積極的に進める。

○ いじめられている生徒に対する教育相談

いじめられている生徒に対しては、精神的に安定し自信をもつことができるよう、生徒の抱える辛さや苦しさに全面的に共感し、寄り添う。より高い専門性が必要な場合は、積極的にSCやSSW等と連携する。

進め方の例

- ① 心身の安全を保障し、不安感を取り除く。
- ② いじめの解決に向け、教職員も一緒に取り組み、必ず守り通すという気持ちを伝える。
- ③ いじめられている生徒の心情に寄り添う。
 - ・ いじめられている生徒と信頼関係のある教職員が対応する。
 - ・ 心を開いて話ができるようになるまでゆっくりと待つ。
 - ・ 事実をなかなか話せないことがあるので、形式的、表面的にならないで、共感的に聞き出す努力をする。
- ④ 気持ちを安定させ、自信をもたせる。
 - ・ 当該生徒のよさを自覚させ、学校生活の中で更に伸ばしていくように励ます。
 - ・ 学級や部活動等、所属する集団の中で、活動の機会や場を設定し、自己有用感を感じることで居場所づくりを促進する。
 - ・ 指示的な対応は避ける。
- ⑤ 当該生徒が望む場合には教職員が立ち会い、いじめている生徒と話し合う場をもつ。
- ⑥ 教育相談を継続する。

○ いじめている生徒に対する教育相談

いじめている生徒に対しては、「いじめは人間として、絶対に許されない行為である」との認識に立ち、毅然とした態度で指導することが必要である。

いじめている生徒の中には、家庭や学校で様々な不安や不満、心の葛藤をもち、それを他者に向けて「いじめ」という形で発散させていることもあるため、生徒の生活背景を踏まえて、いじめの動機やその原因となった心理的な問題に焦点を当てた個別支援を行う。より高い専門性が必要な場合は、SCやSSW等と連携する。

進め方の例

- ① 事実を把握する。
 - ・ いじめの事実、経緯、心情などを正確に聴く。
 - ・ いじめている生徒の心情に寄り添いながら、聴き取り等を行う。
 - ・ いじめに加わっていた生徒が複数の時には、同時に複数の教職員が分担をして組織的に対応する。
- ② いじめの行為の重大性に気付かせる。「説得より納得」が重要である。
 - ・ いじめている生徒は、いじめられている生徒の精神的、肉体的な苦痛や深刻さに気付いていないことが多い。いじめられている生徒に与えた苦しみや痛みが、いかに大きいかということに気付かせる。
 - ・ 生徒の心身の成長の過程に即し、保護者と共に謝罪するなど、自分で責任ある行動を取るよう指導する。
- ③ 自己指導能力を育む。
 - ・ 生徒との信頼関係づくりに努めながら、いじめを起こした心理的背景を共感的に理解するとともに、自分でどのように解決するか、今後どのような心構えで生活していくのか等について具体的に考えさせる。
 - ・ 表面的には解決したように見えても、いじめが潜在化して、再発する場合もあるため、内省を促すよう、しっかりと寄り添いながら対応する。
- ④ 好ましい人間関係の在り方について指導する。
- ⑤ 教育相談を継続する。

(4) インターネットや携帯電話等を利用したいじめへの対応

インターネットや携帯電話等を通じて行われるいじめは、発信された情報の高度の流通性や発信者の匿名性、非公開のSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）やコミュニケーションアプリの閉鎖性等の特性を踏まえて対応する。

○ 初期対応

インターネット上の掲示板サイト、チャット、コミュニケーションアプリ上での誹謗中傷、他者の個人情報の流出等のネットいじめについては、基本的にはいじめの早期対応と同様であるが、いじめを受けた生徒からの申し出の内容を精査する過程で、実際に掲示板サイトやコミュニケーションアプリ上の書き込みなどを確認するとともに、本文等を印刷又は写真撮影するなどして記録しておく。

○ 関係機関との連携

必要に応じて、地方法務局、やまぐち総合教育支援センター配置のネットアドバイザー、少年安全サポーター等に相談し、指導助言に基づいた対応を行う。学校と警察が連携した対応が必要と認められる悪質な事案等については、少年安全サポーターや所轄警察署、県警サイバー犯罪対策室とチームを編成し、問題の早期解決に努める。

○ 被害拡大の防止

いじめを受けた生徒・保護者の意向を確認した上で、掲示板サイト管理者等への削除依頼、当該コミュニティサイトを利用している生徒への直接指導等、削除の徹底・確認等、具体的な対応を行い、被害の拡大を最小限に抑える。

(5) 保護者との連携

○ いじめられている生徒の保護者への対応

- ・ 積極的にSCやSSW等と連携する。
- ・ 速やかに保護者との面談の時間を設定し、保護者の思いを傾聴する。教職員が保護者と一緒に考え、生徒のためにいじめを解決していく姿勢を示す。
- ・ いじめられている生徒の保護者の心情を共感的に理解した上で、対応する。
- ・ いじめの全容の解明に努め、時間はかかっても、より正確な事実の確認に基づいた保護者への説明を行う。学校として不都合な事実があっても、知り得た情報等を丁寧提供する。
- ・ 「いじめは人間として、絶対に許されない行為である」との認識に立ち、いじめられている生徒の人権を護り、いじめている生徒に対して、毅然とした姿勢で臨むことを明確にする。

- ・ 保護者の不満や怒りを受け止め、学校が全力で対応していることを伝え、いじめの問題解決に対する学校の指導の在り方について信頼と協力を得る。
- ・ プライバシーの保護に努め、個人情報が出漏れないよう、徹底した情報管理を行う。
- ・ いじめられている生徒が、いじめの事実を保護者に知られたくないと思っている場合は、家庭の様々な状況に配慮し、適切に対応する。
- ・ 保護者によっては、事態を軽視する場合や、かえってわが子を叱責する場合もある。保護者が正しく認識するように説明することを心掛ける。
- ・ いじめの解決には、長時間の継続的指導が必要な場合が多い。保護者の全面的協力を得るためにも、より一層緊密な連携を図る。
- ・ 必要に応じて、やまぐち総合教育支援センター内の子どもと親のサポートセンター等の相談機関を紹介する。

○ いじめている生徒の保護者への対応

- ・ 積極的にSCやSSW等と連携する。特に、いじめている生徒・保護者がいじめの事実を認めない場合や、保護者が第三者的な立場の者の同席を望む場合等、人権擁護委員、少年安全サポーター等とも連携する。
- ・ 正確な事実を確認し、憶測は避ける。
- ・ 「いじめは人間として、絶対に許されない」との認識の下、いじめられている生徒の立場に立って真摯に取り組んでいることの理解を得る。
- ・ いじめの事案とは直接関係のない日常の様子にまで話を広げることのないよう留意する。
- ・ いじめられている生徒・保護者に対する謝罪の仕方、自分の子どもへの指導の在り方等、保護者の意向を確認しながら具体的に助言する。
- ・ いじめている生徒が複数であった場合、その個々の関わり方について説明するとともに、「関わり方の違いに関係なく、いじめている立場は同じである」という理解を得る。
- ・ なぜいじめをしたのか、その原因・背景を保護者と共に考える。
- ・ 苦慮している保護者の心情に寄り添い、生徒のよりよい成長のために協力を依頼する。

○ 臨時保護者会を開催する場合の留意点

- ・ 誤った情報や不正確な憶測が広がらないよう、学校が直接説明を行い、保護者の理解を得るとともに、再発を防止するために開催する。
- ・ 開催に当たっては、いじめられている生徒・保護者の心情に寄り添い、可能な限り意向を尊重する。

- ・ いたずらに不安感をあおることのないよう、事実関係を整理して説明する。
- ・ 学校としての責任を明らかにし、非は非として心より謝罪する。
- ・ いじめている生徒・保護者の個人の責任を問う場にならないように配慮する。
- ・ 学校で行うこと、家庭でできることをはっきりさせ、協力を求める。
- ・ 一方的な情報伝達に終わらないよう、保護者の意見をよく聞く。
- ・ プライバシーや個人情報の保護には十分留意する。

(6) 地域・関係機関との連携

○ 学校と地域との連携

- ・ P T Aや学校評議員等といじめの問題について協議する機会の設定、学校運営協議会や地域協育ネット等の取組の推進など、開かれた学校づくりに努め、いじめの解決に当たっては、「いじめ対策委員会」に積極的な参画を得る。
- ・ いじめに関する連絡・情報があったときは、迅速に事実関係を確認し、指導・対応の後は、情報提供者に必要な事項を報告する。
- ・ 情報源については、秘密を厳守するとともに、学校から地域の関係者へ提供された情報についても、慎重な取扱いを依頼する。
- ・ 地域との連携に努めながらも、あくまでも学校としての主体性を保ちつつ、具体的にいじめへの対応を行う。

○ 学校と関係機関との連携

- ・ いじめの早期解決のため、必要に応じて、「いじめ対策委員会」に関係機関や外部専門家等の積極的な参画を得る。

やまぐち総合教育支援センター、所轄警察署、児童相談所、地方法務局、弁護士、医師、民生委員・児童委員、人権擁護委員、少年安全サポーター等

- ・ いじめが犯罪行為である疑いがある場合は、教育的配慮の下、所轄警察署と連携して対応することが必要である。明らかに犯罪行為である場合は、「やまぐち児童生徒サポートライン」（平成16年4月施行）による「学校から警察への連絡に関するガイドライン」（平成22年11月策定）に基づき、躊躇することなく連絡し、支援を得る。

■ 4 重大事態への対応

(生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるいじめ等への対応)

(1) 重大事態の判断

暴力行為や不登校等の事案が、法第28条による重大事態であるか否かについては、事案の背景にいじめが関連していないか、関係する生徒や保護者等から情報収集し、事実関係を整理した上で、「いじめ対策委員会」において判断する。判断に当たっては、県立学校は県教委から、私立学校は設置者である学校法人から、指導助言等を得る。

(2) 重大事態への対応

重大事態への対応については、事案の重大性を踏まえ、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要である。学校は、いじめの全容解明と早期対応の取組を基本姿勢として、「いじめ対策委員会」を中核とする迅速・的確かつ組織的な対応を行う。

○ いじめられている生徒への対応

「いじめ対策委員会」が中核となり、やまぐち総合教育支援センターによる学校サポートチームと連携するなど、いじめの解決に向けての様々な取組を進めて行く中で、いじめられている生徒の立場に立って、保護者と十分に連携を図り、当該生徒をいじめから守り通す。具体的には、次のような対応が考えられる。

〔 緊急避難としての欠席
学級替え等 〕

○ いじめている生徒への対応

いじめられている生徒を守るため、教育的配慮の下、保護者の理解・協力を十分得ながら、必要に応じて、次のような毅然とした厳しい対応を行う。

〔 個別指導
懲戒等の実施等 〕

なお、こうした措置を講ずることについては、県教委又は学校法人とも協議の上、適切に関係機関等とも連携を図りながら対応していくことが肝要である。

また、当該行為が犯罪行為である疑いがある場合は、躊躇することなく、所轄警察署や少年安全サポーター、人権擁護委員等と連携する必要がある。

(3) 学校による調査

当該重大事態に対応し、同種の事態の発生を防止するために、「いじめ対策委員会」が中核となり、SCやSSWとの連携はもとより、必要に応じて弁護士、医師、民生委員・児童委員、人権擁護委員、少年安全サポーター等の外部専門家とも連携しながら、関係生徒への聴き取りや質問紙等により、速やかに全容解明に向けた調査を行う。

また、調査の進捗状況及び結果等について、いじめを受けた生徒・保護者に対し、適時・適切に説明を行う。いじめを受けた生徒・保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒・保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添える。

いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者等の要望・意見を十分に聴取し、迅速に今後の調査について、当該保護者と協議の上、調査に着手する必要がある。

調査に当たっては、中立性や公平性を確保するため、県教委又は学校法人を主体とする調査を行うことが望ましい。

また、調査方法については、生徒や教職員等に対する質問紙調査や聴き取り調査が考えられるが、当該生徒の保護者の要望や意見等を十分に聴き取りながら実施することとし、知り得た情報等を提供していくことが重要である。